

# 酒田市立第四中学校 部活動等ガイドライン

令和元年12月27日

## 1 ガイドライン設定の趣旨

本校では、学校教育の一環として行われる部活動と各種クラブ等が主体的に行う活動（県中学校長会では、「保護者会主催の活動は行わない」としている。）が協力しながら、部活動に取り組む環境の充実を図り、生徒の健全育成や競技力・技術力・表現力等の向上に大きな成果を収めてきた。

一方、「過度な活動による生徒の心身の疲弊」、「保護者の時間的、経済的な負担の増加」、本校の部活動における「担当教員の多忙化」に加えて「専門的指導力の不足」など様々な問題が顕在化してきた。

これらのことから、部活動やクラブ活動に関わる生徒、保護者、教員及び指導者に過度の負担をかけずに行うことのできる持続可能なスポーツ・文化活動を再構築していく必要がある。

そこで、平成30年3月に策定された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成30年12月に策定された「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」及び平成31年2月に策定された「酒田市中学校部活動等ガイドライン」に則り、スポーツ・文化活動の環境を整えるために配慮すべき事項を「酒田市立第四中学校部活動等ガイドライン」として設定する。

## 2 目的

### (1) 本校生徒の健全育成をはかる。

- ※ 同一種目を過度に行う等による心身の負担・負傷等を防ぐ。
- ※ 義務教育における学習や本校の教育活動等に支障をきたす場合は、改善を求める。

### (2) 本校職員の働き方改革を推進する。

### (3) 地域、家庭の理解促進と連携・協力をはかる。

## 3 対象

### (1) 本校の部活動にある種目を対象とする。本校の部活動の種目は以下のとおりである

- ※ 軟式野球、サッカー、ソフトボール、陸上競技、ソフトテニス、バレーボール、バスケットボール、卓球、剣道、柔道、水泳、吹奏楽、合唱、美術、科学 である。
- ※ なお、本校の部活動にはないが、山形県中学校体育連盟にある種目「相撲、体操、バドミントン等」については、制限をする場合がある。
- ※ 部活動の定義…中学校教育の一環として位置付けられているスポーツ・文化活動同好の生徒をもって組織し、共通の興味や関心を追求する活動で、学校の管理下において行われる活動。

### (2) (1)にある種目を行う学校管理化外の団体(酒田市立第四中学校クラブ振興会、地域スポーツクラブ、各種協会・連盟、各種スポーツ・文化クラブ、道場等)及び個人主催の活動を全て対象とする。

- ※ ただし、営利目的の団体・個人による活動については、対象から除外する。

## 4 活動について

- ※ 活動についての制限は、同一種目における「本校の部活動」と「その他学校管理下外の活動」を合わせて以下のガイドラインを遵守する。
- ※ できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ※ 活動の計画については、以下の「(5)活動停止日」をのぞいた中で計画する。

### (1) 平日(授業日)の活動について

- 活動時間は、2時間以内とする。
- 平日の週に1日以上活動休止日を設定する。本校では、月曜日がこれにあたる。

- 部活動の延長については以下のとおりとする。
  - ・ 下記の大会における4週間前のなかで、2週間の期間において延長することができる。
  - ・ 中体連主催大会（地区・県・東北・全国大会、地区新人・北ブロック・決勝大会）、全日本吹奏楽コンクール（地区・県・東北・全国）、全日本アンサンブルコンテスト（地区・県・東北・全国）、全国NHK学校音楽コンクール（県・東北・全国）、全国中学校合唱コンクール（県・東北・全国）、声楽アンサンブルコンテスト（県・東北・全国）

## (2) 休日(土・日・祝)の活動について

- 活動時間は、3時間以内とする。但し、各種大会や複数チームが参加する練習試合等については、活動時間を延長する場合もある。
- 活動は、土曜日に設定し、日曜日は活動しない。但し、どうしても日曜日に活動する場合は、土曜日を活動停止日とする。
- 土・日と連続で活動せざるを得ない場合は、翌週の土・日又は近い週の土・日の連続2日間を活動停止日として、休息日を必ず確保する。

## (3) 祝日を含めた連休の活動について

- 3連休になる場合は先の2日間連続で活動してもよい。但し、最終日は必ず活動停止日とし、連続する2日目の振替休日とする。

## (4) 長期休業中の活動について

- 学期中に準じた扱いを行い、できる限り週休日に休養日を設定することが望ましい。
- 長くとも3時間程度とする。(8時15分から16時45分の間に活動時間を設定する。)
- 閉庁日の活動は行わない。

## (5) 教育活動に係る活動停止日について

- 定期テストの3日前から活動を停止する
- その他、本校が指定した期日を活動停止日とする。
- 気象警報発令時および熱中症警報等の発令があった時は、活動を行わない。
- 学校で法定感染症等が流行し、諸活動停止になった時、またはその恐れがある時は活動を行わない。
- その他の安全確保が困難な状況等、特別な事情がある場合は活動を行わない。

## (6) 部活動では行わない、「県外での活動、夜間の活動、休日の活動等」について

- 「酒田市立第四中学校クラブ振興会」に所属し、活動することができる。但し、**県外での活動や泊を伴う大会参加については、活動承認申請、参加者名簿、参加要項、参加日を含めた約1ヶ月間の活動計画書を校長に提出し、承認を得る。**(「酒田市立第四中学校クラブ振興会」については、別に規約等を定める。)

# 5 責務

## (1) 学校の責務

- 本ガイドラインを教職員・生徒・保護者・部活動と同じ内容の学校管理下外の活動指導者に周知する。
- 部活動及び部活動と同じ内容の学校管理下外の活動の活動状況に対して、適切に指導・助言を行う。

- **部活動は、学校の教職員(学校教育法施行規則 78 条の 2 に定める部活動指導員を含む)または、教育委員会が委嘱した外部指導者が指導にあたる。外部指導者は、部活動顧問と連携して部活動を指導することができる。指導者は、校長の方針のもと国・県・酒田市教育委員会・学校が作成したガイドラインを遵守する。**
- 校長は連絡体制の整備と健康状態の把握に努める。
  - ・ 学校の管理下において事故が発生した場合に備え、学校の危機管理マニュアル（部活動中の事故を含む）を確立し、平素から部活動顧問・生徒・学校とともに共通理解が図られるようにする。
  - ・ 各部活動顧問に対し、生徒の既往歴（心臓疾患やアレルギーの有無等）を事前に把握し、万一の際の対処法を養護教諭、生徒本人及び保護者と確認しておくよう指導する。
- 校長は、各部活動顧問に対し、活動場所、設備、備品及び用具等の安全点検について、日常的に行うよう指導する。また、AEDの設置場所を確実に把握するように指導するとともに、AEDの使用方法については、各部活動顧問を積極的に参加させたり、講師を招聘しての校内研修会を開催したりするなどして、各部活動顧問が確実に使用できるように努める。
- 校長は、各部活動顧問に対し、活動時の気象情報には十分留意し、特に以下の点について指導する。
  - ・ 高温・多湿時において、部活動等が予定されている場合については、活動の延期や見直し等、柔軟な対応を行う。
  - ・ 雨天時等にやむを得ず活動する場合は、生徒の衣服が濡れたままで長時間活動するなどして、低体温症になることのないよう、健康状態に十分注意する。
  - ・ 雷や暴風雨の際には、活動の中止や中断の判断を的確に行う。
- 部活動として行う、県外及び宿泊を伴う活動については、酒田市教育委員会に届け出る。
- 部活動と同じ内容の学校管理下外の活動の状況の把握に努めるとともに、部活動の活動状況を部活動と同じ内容の学校管理下外の活動に情報提供することに努め、生徒に過度な負担にならない適切なスポーツ・文化活動が展開されるように努める。
- 国、県、及び本ガイドラインに基づき、学校ガイドラインを作成し、学校ガイドライン及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- 外部指導者、保護者会等との連携を図り、理解を深め、ガイドラインの遵守に努める。
- テスト期間及び感染症の流行等により部活動を自粛または停止するときには、その旨を部活動と同じ内容の学校管理下外の活動等に情報提供し、活動自粛または停止の共通理解を得るようにする。
- 保護者の理解と協力を得るため、児童生徒や保護者向けに部活動等の運営に関する説明を適切に行う。
- 部活動及び部活動と同じ内容の学校管理下外の活動の連携を深めるため、連絡協議会等を設置し適宜開催する。またリーダーシップをとるように努める。
- 教員の部活動への関与について、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

## (2) 学校管理下外の活動代表の責務

- 部活動と同じ内容の学校管理下外の活動が、「学校の方針のもとに学校の部活動を支える活動」であることを、全構成員に周知する。
- 学校と部活動と同じ内容の学校管理下外の活動との連携を密にし、教育委員会と学校の方針に基づき、本ガイドラインの遵守に努める。

- 部活動と同じ内容の学校管理下外の活動への加入は強制ではなく任意であること、また部活動に加入していても部活動と同じ内容の学校管理下外の活動に加入していない生徒が存在することを周知する。
- 県外および宿泊を伴う活動については、「酒田市学校管理規則 第4条」に準じ、当該校長に届け出る。
- 遠征の実施などで、家庭の経済的負担にならないように配慮する。

### **(3) 指導者(部活動顧問並びに各種目指導者)の責務**

- 部活動顧問は、活動前に生徒の体調確認を行うなど、事前の事故防止を徹底する。
- 部活動顧問は、活動中にも生徒の体調確認を行うとともに、生徒が体調不良の際には、自らすぐに申し出ることができるよう、生徒と円滑なコミュニケーションを図っておく。
- 部活動顧問は、生徒に対し、自ら事故や熱中症等を回避することができるよう指導する。
- 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、活動時間、休養日及び参加予定大会日程等）及び活動実績（活動日時、休養日及び大会参加日程等）を作成し、定期的に校長に提出する。
- 人格形成に寄与する指導を大切にし、勝利至上主義にならないよう努める。
- 子どもの心身の健康に配慮し、発育発達に応じた適切な指導を行うよう努める。
- 子どもや保護者、学校とのコミュニケーションを積極的にとり良好な関係を築くよう努める。
- 体罰や言葉の暴力など、行過ぎた指導を行わない。
- 各団体の指導者は酒田市教育委員会の方針を理解し、本ガイドラインの遵守に努める。
- 遠征の実施などで、家庭の経済的負担にならないように配慮する。

### **(4) 家庭の責務**

- 子どもの能力、体力及び心身の健康を把握し、個々の発育・発達に応じて子どもに過度な負担にならない適切なスポーツ・文化活動に参加できるように努める。
- 学校や指導者、ほかの保護者とのコミュニケーションを積極的にとり、良好な関係を築くよう努める。

## **6 その他**

- このガイドラインは令和元年12月27日に本校職員間で共有したものである。
- 今後、「酒田市中学校部活動等ガイドライン」（酒田市教育委員会）の改訂等があった場合には、再度見直し等を検討する。

参考：体罰等の根絶と児童生徒理解に基づくガイドライン  
～信頼される学校教育を推進するために～（平成25年7月 山形県教育委員会）

『体罰等の根絶に向けて』

○ 体罰等の許されない指導と考えられるもの

- ① 身体に対する侵害を内容とするもの（教育の指示等で行われるものを含む）
- ② 被害者に肉体的苦痛与えるようなもの  
（例）

ア 殴る、蹴る等。

イ 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

ウ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

エ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。

オ 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。

カ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

※ ア～カに該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体的接触を行う場合、必要性、適切さに留意すること。

※ 先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないよう注意を払うこと。

○ 正当防衛又は正当行為として考えられるもの

- ① 生徒から顧問の教員等に対する暴力行為に対し、教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使
- ② 他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ず行った有形力の行使

○ 体罰等の根絶対策

- ① 指導が困難な児童生徒への組織的な対応
  - ・ 一部の教員に任せきりにしない。
- ② 管理職と教職員、教職員同士が気軽に相談できる職場づくり
  - ・ 個人で抱え込まない。
- ③ 児童生徒や保護者の相談体制の整備
  - ・ 相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図る。
- ④ 児童生徒と一体となって進める「規律ある」学校づくり
  - ・ 児童生徒自らも参画できる手立てを講じ、規律ある風土をつくる。
- ⑤ 各学校の状況に応じた「一校一改善」の実践
  - ・ 学校体制を見直し、体罰等の根絶に向けた取り組みを強化する。

参考：運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）

『体罰等の根絶に向けて』

○ 体罰等の許されない指導と考えられるもの

学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記のような発言や行為は体罰として許されない。

① 殴る、蹴る等。

② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

（例）長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為。

水を飲ませずに長時間ランニングさせる。

③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。

⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。

⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

※ ①～⑥に該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体的接触を行う場合、必要性、適切さに留意すること。

※ 先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われぬよう注意を払うこと。

○ 肉体的、精神的な負荷として考えられるもの

計画に則り、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、下記のような肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられる。

（例）バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。

○ 教育上必要があると認められるときに行われると考えられるもの

部活動での規律の維持や活動を円滑に行っていくための必要性、本人への教育、指導上の必要性から、必要かつ合理的な範囲内で下記のような例を行うことは想定されるものと考えられる。

（例）試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。

○ 有形力の行使であるが正当な行為として考えられるもの

生徒から顧問の教員等に対する暴力行為に対し、教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使

（例）生徒が顧問の教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、体をきつく押さえる。

他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ず行った有形力の行使

（例）相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を押さえ付けて制止させる。